

答申第573号

平成25年3月11日

神奈川県公安委員会
委員長 布施 勉 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成24年6月20日付けで諮問された特定個人の逮捕に係る文書非公開（存
否応答拒否）の件（諮問第628号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定個人の逮捕に係る文書について、その存否を答えるだけで非公開情報を公開することとなるとして、公開を拒んだことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の指定暴力団傘下団体（以下「本件団体」という。）の組員である特定の個人（以下「本件個人」という。）の逮捕に係る文書（以下「本件行政文書」という。）について、神奈川県警察本部長が、平成24年3月30日付けで、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した処分の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 実施機関は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）の解釈を誤っている。

イ 問題となっている情報は、公開されている。本件個人が本件団体の組員であることを示す情報は、いずれも大衆が知ることのできる状況に置かれている。

ウ 特定の新聞は、神奈川県警暴力団対策課によると本件個人が本件団体に属する者である、と報道している。すなわち、同課が情報源であることは明らかであり、報道されることを理解した上で本件団体名を新聞記者に提供したのである。

他の新聞が本件団体名を報道していないとしても、何を、どこまで、どのように報道するかは、各社の方針、判断であり、その事実をもって、本件団体名が大衆の知ることのできる情報である事実は、否定できない。

エ 実施機関の職員は、本件団体名を公言し、その情報が神奈川県暴力団追放推進センターの広報誌に載っている。同職員は、さらに指定暴力団傘下の団体名を幾つも挙げている。そうすると、指定暴力団の傘下団体名を公開すると、実施機関に不都合が生じるという説明は、健全な社会

常識に照らせば、到底受け入れられるものではない。

オ 以上の次第で、行政文書公開請求書に本件団体名を入れたことに何ら問題は無い。

3 実施機関（警察本部刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課）の説明要旨
実施機関の説明を総合すると、本件請求を拒んだ理由は、次のとおりである。

(1) 本件請求について

不服申立人が求める行政文書は、本件団体に所属する本件個人の逮捕に係る書面である。

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

本件個人が本件団体に所属しているという情報（以下「本件情報」という。）は、個人の属性に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

本件情報は、条例第5条第1号ただし書アの「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、同号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、同号ただし書ウの「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は同号ただし書エの「人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

(3) 条例第5条第6号該当性について

暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第3条の規定に基づき指定を受けた団体（以下「指定暴力団」という。）は、官報及び警察白書等により公にされているが、指定暴力団の名称は、一次団体の名称に限られており、特定の組長の出身母体である団体の名称を除いたその他の二次団

体以下の暴力団の名称は公にされていない。

不法行為を繰り返す暴力団は、大規模暴力団により一層の寡占化、系列化が図られており、新たに下部組織の設立や消滅等の離合集散を繰り返し、常に変動している。また、暴力団の中には、その組織実態を隠ぺいし警察の網の目を逃れ不法行為を行おうとする組織もあることから、常に警察において情報収集し、暴力団を把握して監視下に置かなければならないことは、治安を護る警察の重要な責務である。

本件情報及び本件団体名を公開することにより、警察の暴力団の把握実態や情報収集能力等、また、捜査活動状況が判明し、暴力団が各種活動を潜在化、巧妙化するなどの防衛措置を講じることにより、犯罪の予防、犯人及び証拠の発見、証拠の収集及び保全等の捜査に支障を及ぼすおそれがあることから、本件情報及び本件団体名は、条例第5条第6号に該当する。

(4) 条例第8条該当性について

本件請求は、本件団体に所属する本件個人の逮捕に係る書面を求めているものであり、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第5条第1号及び第6号に規定する非公開情報を明らかにすることとなるため、不服申立人に対して行政文書公開請求書から本件団体名を削除するように補正を求めたものの、補正に応じなかったことから条例第8条の規定を適用したものである。

したがって、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第5条第1号に規定する個人に関する情報及び同条第6号に規定する犯罪の予防、捜査に支障を及ぼすおそれがある情報を明らかにすることとなるため、条例第8条に該当する。

(5) その他

不服申立人は、問題となっている情報が公開されていると主張しているが、本件団体名の一部が1紙の新聞に載っていることをもって公開されていると指しているとするならば、実施機関が本件個人の逮捕について広報を行った事実はあるものの、本件団体名まで広報を行ったわけではなく、当該報道機関の独自取材に基づく報道であり、慣行として公にされたもの

ではない。

4 審査会の判断理由

(1) 本件請求について

不服申立人は、本件請求において本件団体に所属する本件個人の逮捕に係る書面の公開を求めているものと認められる。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「個人情報」という。）を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報のもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件情報は、個人の属性に関する情報であって、特定の個人が識別される情報と認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。

a 不服申立人は、本件個人が本件団体の組員であることを示す情報

は、いずれも大衆が知ることができる状況に置かれている、特定の新聞は、神奈川県警暴力団対策課によると本件個人が本件団体に属する者であると報道しており、同課は、報道されることを理解した上で本件団体名を新聞記者に提供した、また、実施機関の職員が本件団体名を公言し広報誌に載っている旨主張している。

- b 当審査会において本件個人の逮捕に係る新聞報道を確認したところ、本件団体の名称の一部が1紙の新聞の地方版に1回掲載されていたが、1紙の地方版に1回掲載されたにすぎない記事が存在するというのみでは、公にされているとはいえない。

また、実施機関が報道機関に提供した広報文にも本件団体名は含まれていないことから、実施機関が自ら公表したものではなく、当該報道機関の独自取材に基づく報道であり、周知性を有するとまでは認められない。

さらに、当審査会において不服申立人が示す平成20年4月25日発行の広報誌を確認したところ、本件団体名は掲載されていたが、本件情報は記載されていないことを確認した。

- c 以上のことを総合的に検討すると、本件情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、条例第5条第1号ただし書イに該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエ該当性について

本件情報は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、条例第5条第1号ただし書ア、ウ又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第6号該当性について

- ア 条例第5条第6号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及

ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は非公開とすることができるとしている。

ここでいう「犯罪の予防」とは、犯罪行為をあらかじめ防止することをいい、犯罪を誘発するおそれのある情報は、犯罪予防の見地から、同号により非公開とすることができると解される。また、「捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに犯人及び証拠を発見し、証拠を収集及び保全する活動をいうと解される。

イ 同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。そこで、本件団体名の同号該当性について、実施機関の判断に相当の理由があるかどうか検討する。

ウ 本件団体名は、指定暴力団の傘下組織名であるが、実施機関が把握している当該団体名は、現時点において公表されていないことが認められる。

エ 不服申立人は、実施機関の職員は本件団体名を公言し、その情報が広報誌に載っている旨主張しているが、相当な期間の経過している過去の発言及びその広報誌への掲載があったとしても、そのことをもって現在もなお公表されているとは認められない。

オ 不法行為を繰り返す暴力団は、下部組織の設立や消滅等の離合集散を繰り返し、常に変動しており、また、その組織実態を隠ぺいし不法行為を行おうとする組織もあることから、本件団体名を公開すると、警察の暴力団組織に関する情報収集の状況等が判明し、暴力団組織に各種違法活動の潜在化、巧妙化等の防衛措置を講じられ、犯罪の予防、犯人及び証拠の発見、証拠の収集及び保全等の捜査に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

カ 以上のことから、本件団体名は、これを公開することにより、犯罪の予防、捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報と認められ、条例第5条第6号に該当すると判断する。

(4) 条例第8条該当性について

ア 条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」と規定している。

イ 本件請求は、本件団体に所属する本件個人の逮捕に係る書面を求めているものであり、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、本件情報が明らかとなり、条例第5条第1号及び第6号に規定する非公開情報を公開することとなるものと認められることから、条例第8条の「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」場合に該当すると判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年6月20日	○ 諮問
6月28日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
7月18日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
7月23日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
7月30日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
12月13日 (第114回部会)	○ 審議
平成25年2月5日 (第115回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関東学院大学大学院教授	
柿 崎 環	横浜国立大学教授	部 会 員
交 告 尚 史	東京大学大学院教授	会長職務代理者 部 会 員
沢 藤 達 夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴 木 敏 子	横浜国立大学名誉教授	
東 玲 子	弁護士（横浜弁護士会）	
堀 部 政 男	一橋大学名誉教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成 25 年 3 月 11 日現在) (五十音順)